

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	高砂市 軽自動車税(種別割)課税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、軽自動車税(種別割)課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

高砂市長

公表日

令和7年8月14日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)課税に関する事務
②事務の概要	軽自動車税(種別割)課税事務とは、地方税法に基づき、賦課期日である4月1日現在、本市内に軽自動車等の主たる定置場を有する所有者に対し、軽自動車税(種別割)を課税する事務(以下を参照)のことを指す。 【申告書受付事務】 軽自動車等の異動等に関する申告書等を収受する。 【当初賦課決定事務】 賦課内容を決定し税額計算を行い、納税義務者へ通知する。 【賦課更正事務】 賦課決定通知内容に変更があった場合に、賦課決定内容を変更して通知する。 決定された賦課に対して、納税義務者等の申請に基づき、該当すれば減免を行う。 【調査通知事務】 死亡または転出した場合、納税義務者等に対して、各種手続きを促す通知書を送付する。 転入者にナンバープレートを交付した場合、転入前自治体に、車両の異動があった旨の通知書を送付する。 官公署からの照会に対して回答する。 【窓口事務】 納税義務者等の各種申請に基づき、異動処理等を実施する。
③システムの名称	1. 宛名システム 2. 軽自動車税(種別割)システム 3. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。)第9条第1項 別表 24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 なし 2. 情報照会の根拠 (1)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):48の項 (2)番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)における情報照会の根拠 第50条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高砂市 財務部 税務室 課税課
②所属長の役職名	課税課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当 TEL 079－443－9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒676－8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 財務部 税務室 課税課 TEL 079－443－9015
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○] 提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

「☐」全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
	＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	当課基幹系システムにおいて特定個人情報の登録を行える職員を限定している。 また、住基ネットに関しては、静脈認証により権限ユーザーを厳格に管理し、権限ユーザーにおいても使用の記録を台帳に記録し、管理している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月27日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年5月2日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年5月2日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報②所属長の役職	市民税課長 小林 真吾	市民税課長	事後	様式変更による
令和1年6月18日	Ⅱしきい値判断項目の時点	平成30年4月1日	平成31年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和1年6月18日	Ⅳリスク対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和2年9月30日	表紙-評価書名	軽自動車税課税に関する事務	軽自動車税(種別割)課税に関する事務	事後	
令和2年9月30日	表紙-個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	軽自動車税課税に関する事務	軽自動車税(種別割)課税に関する事務	事後	
令和2年9月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-①事務の名称	軽自動車税課税に関する事務	軽自動車税(種別割)課税に関する事務	事後	
令和2年9月30日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務-③システムの名称	2. 軽自動車税システム	2. 軽自動車税(種別割)システム	事後	
令和2年9月30日	2.特定個人情報ファイル名	(2)軽自動車税特定個人情報ファイル	(2)軽自動車税(種別割)特定個人情報ファイル	事後	
令和2年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和2年9月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	
令和3年7月28日	I 関連情報4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号及び別表第二の27の項	番号法第19条第8号及び別表第二の27の項	事後	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和3年7月28日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署①部署	高砂市 財務部 税務室 市民税課	高砂市 財務部 税務室 課税課	事後	
令和3年7月28日	I 関連情報5.評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	市民税課長	課税課長	事後	
令和3年7月28日	I 関連情報7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	高砂市 企画総務部 秘書広報公聴室 情報公開担当	高砂市 総務部 総務室 総務課 情報公開担当	事後	
令和3年7月28日	I 関連情報8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	高砂市 財務部 税務室 市民税課	高砂市 財務部 税務室 課税課	事後	
令和3年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和4年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年7月7日	Ⅴリスク対策対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(入手)	[○]接続しない(入手)	事後	
令和4年7月7日	Ⅴリスク対策対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[]接続しない(提供)	[○]接続しない(提供)	事後	
令和4年7月7日	Ⅴリスク対策対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]	事後	
令和4年7月7日	Ⅴリスク対策対策6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	[]	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の概要	地方税法に基づき、賦課期日である4月1日現在において、本市内に軽自動車等の主たる定置場を有する所有者等に対して課税を行う。 【申告書受付事務】 軽自動車等の異動等に関する申告の受付をする。 【当初賦課事務】 賦課内容を決定し税額計算を行い、納税義務者へ通知する。 【賦課更正事務】 賦課決定通知内容に変更があった場合に、賦課決定内容を変更して通知する。 決定された賦課に対して、納税義務者等の申請に基づき、該当すれば減免を行う。 【調査通知事務】 死亡または転出した場合、納税義務者等に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 転入者にナンバープレートを交付した場合、転入前自治体に向けて車両が異動した旨の通知書を作成する。 官公署よりの照会に対して回答する。 【窓口事務】 納税義務者等の各種申請に基づき、各種証明書発行や異動処理等を実施する。	軽自動車税(種別割)課税事務とは、地方税法に基づき、賦課期日である4月1日現在、本市内に軽自動車等の主たる定置場を有する所有者に対し、軽自動車税(種別割)を課税する事務(以下を参照)のことを指す。 【申告書受付事務】 軽自動車等の異動等に関する申告書等を收受する。 【当初賦課決定事務】 賦課内容を決定し税額計算を行い、納税義務者へ通知する。 【賦課更正事務】 賦課決定通知内容に変更があった場合に、賦課決定内容を変更して通知する。 決定された賦課に対して、納税義務者等の申請に基づき、該当すれば減免を行う。 【調査通知事務】 死亡または転出した場合、納税義務者等に対して、各種手続きを促す通知書を送付する。 転入者にナンバープレートを交付した場合、転入前自治体に、車両の異動があった旨の通知書を送付する。 官公署からの照会に対して回答する。 【窓口事務】 納税義務者等の各種申請に基づき、異動処理等を実施する。	事後	
令和5年7月11日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年7月11日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和6年12月11日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項別表第一の16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下番号法という。) 第9条第1項別表 24の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和6年12月11日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供の根拠 なし 2. 情報照会の根拠 (1)番号法第19条第8号及び別表第二の27の項 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	1. 情報提供の根拠 なし 2. 情報照会の根拠 (1)第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成三十一年法律第三号)による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):48の項 (2)番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)における情報照会の根拠第50条	事後	
令和6年12月11日	II しいい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年12月11日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年12月11日	IV-8 人手を介在させる作業	—	項目新設	事後	様式変更による
令和6年12月11日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和7年7月22日	II しいい値判断項目 1. 対象人数いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月22日	II しいい値判断項目 2. 取扱者数いつの時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	